

国際予備審査機関 X V	ヴィシェグラード特許機構 (V P I)	附属書 E X V
予備審査手数料 (PCT規則58) ¹	ユーロ (EUR)	900
追加の予備審査手数料 (PCT規則68.3) ²	EUR	900
取扱手数料 (PCT規則57.1) ^{3,4}	EUR	185
国際予備審査報告に列記された文献の写しのための手数料 (PCT規則71.2)	1 頁につき EUR	0.95
国際出願の一件書類中の文書の写しのための手数料 (PCT規則94.2)	1 頁につき EUR	0.95
国際予備審査手数料の払戻しの条件及び額	<p>過誤又は超過の料金は払い戻す</p> <p>PCT規則58.3に規定する場合：100%払戻し</p> <p>国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合：100%払戻し</p>	
異議申立手数料 (PCT規則68.3(e))	EUR	875
遅延提出手数料 (PCT規則13の3.2)	EUR	230
国際予備審査のために受理する言語	チェコ語、英語、ハンガリー語、ポーランド語、スロバキア語	
審査をしないこととしている対象	PCT規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキアの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	

[次頁に続く]

- この手数料は、国際予備審査機関に支払う。
- この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。
- この手数料は、国際予備審査機関に支払う。この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される(附属書C (I B) 参照)。
- PCT規則58の2に規定する後払手数料は、国際予備審査機関に支払う。

委任状の提出要件の放棄

国際予備審査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？ している⁵

別個の委任状が要求される特別の状況 代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書又は国際予備審査請求書に記載されていなかった者を選任した時、又はその者が書類を提出した時

国際予備審査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？ している⁵

包括委任状の写しが要求される特別の状況 代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書又は国際予備審査請求書に記載されていなかった者を選任した時、又はその者が書類を提出した時

5 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。